

第 8 号様式（第 27 条関係）

大磯町監査公表第 11 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成 25 年 12 月 11 日

大磯町監査委員	仲川	元秋
同	竹内	恵美子

監査結果報告書

1. 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

2. 監査の目的

財政援助団体等監査は、町が補助金・交付金を交付している団体等に対して、財政援助等に関わる事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているか、補助金の使途が適正であるかを主眼に実施した。

3. 監査年月日

- ・予備監査 平成25年11月5日（火）
- ・本監査 平成25年11月20日（水）

4. 監査の対象

（1）対象補助金

- ・大磯町社会福祉協議会補助金
- ・大磯町地域福祉ボランティア活動育成事業補助金

（2）対象団体等

- ・社会福祉法人大磯町社会福祉協議会
- ・町民福祉部福祉課（補助金所管課）

5. 監査の範囲、事務

- ・平成24年度の社会福祉法人大磯町社会福祉協議会の上記補助金に係る出納、その他の事務執行及び町民福祉部福祉課の上記補助金に係る事務の執行について監査の範囲とした。
- ・監査重点事項は、平成24年度大磯町監査方針、監査等実施着眼点取扱基準による。

6. 監査の方法

予備監査では、監査説明書や資料を基に、事務局職員が大磯町社会福祉協議会及び福祉課に対し、補助金に係る事業内容、財務に係る事務等について聴取、質疑を行った。

また、保管している補助金に係る会計書類、その他関係資料の提出を求め、質疑等書類調査を行った。

本監査は、予備監査の結果を踏まえ、監査委員から質疑等をし、補助金が目的に沿って有効かつ適正に執行されているかを主眼に実施した。

7. 補助金交付団体について

大磯町社会福祉協議会は、町内に居住する住民の自立生活を支援するため、区長会、民生委員児童委員協議会、福祉団体、福祉医療施設及び行政機関との協働により、様々な福祉事業や福祉サービスを実施している。

同協議会では、これらの事業を推進することにより、大磯町の全ての人が安心して暮らせるための地域づくりに努めている。

8. 補助金について

○大磯町社会福祉協議会補助金（15,700,000円）

地域福祉活動に携わる職員（役員1名、常勤職員2名、臨時職員1名）の
人件費として執行した。

なお、地域福祉活動として実施している事業には、心配ごと相談室の運営
やふれあい給食宅配サービスを始め11事業ある。

○大磯町地域福祉ボランティア活動育成事業補助金（486,000円）

町内のボランティアグループ36団体の活動に要する経費を補助するため、
それらの団体に対しての助成金として執行した。

9. 監査結果等

大磯町社会福祉協議会の補助金に係る出納その他の事務及び福祉課の補助
金交付に係る事務は、適正に処理されているものと認められた。また、補助
金の使途も適正であった。

今後も経理等の事務は適正かつ正確に行われたい。そして、町との連携を
密にし、報告等適切に行われたい。

また、事務の面において効率化等改善できる点があれば、改善を図られたい。